

—都税についてのお知らせ—

10月は不正軽油防止強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を不正に混ぜ、軽油と称して販売・使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、大気汚染の原因ともなる犯罪行為です。

東京都では、不正軽油を一掃するため調査の手掛かりを探しています。不正軽油に関する情報がありましたら、不正軽油 110 番までご連絡ください。

不正軽油 110 番

ふせい なくそう

0120-231-793

FAX 03-5388-1304

メール S0000106@section.metro.tokyo.jp

また、東京都では、不正軽油の流通を発見するため、幹線道路、高速道路パーキングエリアや工事現場等にて燃料の抜取調査を実施しています。ご協力をお願い致します。

詳しくは、東京都主税局課税部課税指導課（03-5388-2958）までお問い合わせください。

[東京都主税局ホームページ](#)

主税局 不正軽油

検索 

中小企業者向け省エネ促進税制



東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kWh 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) *空調設備 (エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備 (蛍光灯照明器具 (平成31年1月4日より指定対象から除外)、LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備 (小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備 (太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額 (上限 2,000 万円) の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人) 翌事業年度等、(個人) 翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人) 平成33年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人) 平成32年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限 (申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日) までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。

【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班
 - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京) 03-5990-5091

自動車税の減免更新申立書の提出をお忘れなく！

自動車税の減免を受けている自動車の利用状況を確認するため、9月28日（金）に「自動車税減免の更新手続きについて」をお送りしています。

自動車税の減免を継続するために必要な手続きですので、同封の「減免更新申立書」に必要事項を記入して10月31日（水）までにご提出ください。

なお、ご提出のない場合は平成31年度の減免が受けられなくなりますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066
平日 9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）



—都税についてのお知らせ—

認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます

減額の対象となる住宅

- ①平成32年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④1戸あたりの床面積が50m²以上280m²以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40m²以上280m²以下）

減額される期間・税額

減額される期間 新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分）

減額される税額 当該住宅の固定資産税額（居住部分で1戸あたり床面積120m²相当分までを限度）の2分の1が減額



減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の1月31日までに、減額の申告が必要です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

—都税についてのお知らせ—

不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

以下の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合の不動産取得税については、住宅の価格から1,300万円（価格が1,300万円未満である場合はその額）が控除されます。

特例の対象となる住宅 *長期優良住宅の認定基準（床面積要件等）とは異なります

- ① 平成32年3月31日までの間に取得した住宅であること
(認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に限られます。)
- ② 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③ 1戸あたりの床面積が50m²以上240m²以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40m²以上240m²以下）

【税額の算出方法】

$$\text{住宅の価格}^* - 1,300\text{万円} = \text{課税標準額}$$

$$\text{課税標準額} \times \frac{3}{100} \text{ (税率)} = \text{税額}$$

* 住宅の実際の購入価格等ではなく、固定資産評価基準によって評価・決定された価格（評価額）をいいます。

認定長期優良住宅の特例適用を受けるには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

申告書の様式や必要書類等の詳細は、
東京都主税局ホームページに掲載しています。

東京都 主税局

検索 

【お問い合わせ先】住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所等の不動産取得税担当班

一都税についてのお知らせ

昨年度に引き続き、平成30年度も

小規模非住宅用地の 固定資産税・都市計画税を減免します



23区内

減免対象 一画地における非住宅用地の面積が 400m^2 以下であるもののうち 200m^2 までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限ります。

減免割合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減免手続 減免を受けるためには、申請が必要です。
まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしております。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

【お問い合わせ先】土地が所在する区にある都税事務所

—都税についてのお知らせ—

耐震化 のための 建替え 又は 改修 を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

＜耐震化のための建替え＞

減免対象

昭和 57 年 1 月 1 日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成 32 年 3 月 31 日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から 3 年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

申請期限

新築した年の翌々年の 2 月末
(1 月 1 日新築の場合は翌年の 2 月末)

＜耐震化のための改修＞

減免対象

昭和 57 年 1 月 1 日以前からある家屋で、平成 32 年 3 月 31 日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で 1 戸あたり 120 m² の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から 3 ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。
詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

—都税についてのお知らせ—

住宅建替え中でも 固定資産税・都市計画税（土地）の 住宅用地の特例が受けられます！（23区内）

毎年 1 月 1 日に住宅の敷地になっている土地（住宅用地）は、固定資産税・都市計画税の課税標準の特例により、税負担が軽減されています。既存の住宅を取り壊し、1 月 1 日に住宅を新築中の土地や建替え予定地は、原則として住宅用地の特例が適用されませんが、23 区内では所定の要件すべてに該当する場合は、申告により住宅用地の特例が継続して受けられます。

＜平成 31 年度向け該当要件＞

- ①平成 30 年 1 月 1 日現在、住宅用地であったこと
- ②平成 31 年 1 月 1 日現在、住宅の新築工事に着手していること
(平成 31 年 1 月 1 日までに住宅の新築について建築主事または指定確認検査機関が確認申請書を受領していることが確認でき、かつ、3 月末日までに着工した場合も、同様に取り扱います。なお、事前審査のための確認申請書は該当しません。)
- ③住宅の建替えが、平成 30 年 1 月 1 日における建替え前の住宅の敷地と、同一の敷地で行われていること
- ④住宅の建替えが平成 30 年 1 月 1 日における建替え前の住宅の所有者と、同一の者により行われていること

*要件の詳細については、土地が所在する区にある都税事務所（土地班）へお問い合わせください。

—都税についてのお知らせ—

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【減免対象】

不燃化特区内において、木造又は軽量鉄骨造の家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、不燃化のために新築された耐火又は準耐火建築物の住宅のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と額】

新築後新たに課税される年度から5年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります）

【申請期限】

新築した年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末

【不燃化特区】

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。

減免を受けるには申請が必要です。詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

—都税についてのお知らせ—

不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【減免対象】

不燃化特区内において、不燃化のために老朽住宅を除却した防災上有効な空地として適正に管理されている土地のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と額】

老朽住宅を除却した翌年度から最長5年度分について住宅の敷地並みの税額となるよう8割減免します。

減免を受けようとする年度の第1期分の納期限（6月30日）までに申請してください（毎年申請が必要です）。申請には、区の証明書を添付する必要があります。

減免手続については、当該土地が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

区の証明書については、各区役所へお問い合わせください。

一都税についてのお知らせー

インターネット公売(不動産、動産・自動車)のお知らせ

インターネット公売は、不動産は入札方式、動産・自動車はせり売り方式により行います。

公売参加申込期間	不動産	動産・自動車
平成30年9月28日(金)13時～平成30年10月15日(月)23時		
入札期間	平成30年10月22日(月)13時～ 平成30年10月29日(月)13時	平成30年10月22日(月)13時～ 平成30年10月24日(水)23時
公売物件	<p>東京都主税局ホームページ内の「公売情報」からアクセスできます。 インターネット公売(動産・自動車、不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産・自動車については、下見会を実施する予定ですので、あわせてご覧ください。</p>	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問い合わせ先	主税局徴収部機動整理課公売班 (03-5388-2986)	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ「公売情報」 <http://www.tax.metro.tokyo.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。
〈メールマガジンのご案内〉 http://www.tax.metro.tokyo.jp/mail_magazine.html

主税局 メルマガ

検索